

第33回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月25日（火）午前9時36分から10時11分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	11番	西田 三郎			
農業委員	1番	高田 真盛	2番	牛野 進一郎	
	3番	久保田 力雄	4番	砂坂 浩一郎	
	6番	寺内 秀昭	7番	河野 律雄	
	8番	古市 道則	9番	中畠 一三	
	10番	中之藪 堅二郎			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田 善昭	ロ.	向井 克巳
ハ.	中峯 哲義	ニ.	片板 大作
ホ.	雨田 俊孝	ヘ.	小脇 尚武
ト.	中園 廣行	チ.	原田 晃生

4. 欠席委員

農業委員	5番	小山 幸良
------	----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法附則第2条の規定による令和5年度第33号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	羽生 幸一
農地振興係長	中峯智恵美
農地振興係	日高 美保
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
議席番号5番 小山幸良委員。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第33回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声あり。）
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号1番 高田真盛委員、2番 牛野進一郎委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法附則第2条の規定による令和5年度第33号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。
事務局 資料の2ページをお開きください。
議案第1号は、農用地利用集積計画(案)の承認についてです。
令和5年4月28日を公告日とする農用地利用集積計画、賃借権1件・農地中間管理権3件を定めたいので承認を求めるものです。私の方で農用地利用集積計画(案)の内、賃借権1件について説明を行います。
資料の3ページをお開きください。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日が令和5年4月28日、始期が令和5年5月1日、終期が令和15年4月30日で、期間を10年とするものが1件、田 ●●㎡です。
資料の4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
整理番号1番。利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 A・53歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B・56歳、経営面積は●●㎡です。土地の所在が○○字△△××番、地目は田、ほか同字に1筆で合計面積が●●㎡。水稻を作付けし、賃借料は10アール当り〇万円で、現金支払いとなっております。期間が10年の再設定です。図面は5ページに添付しております。
以上、議案第1号の農用地利用集積計画(案)の内、賃借権1件についての説明を終わります。
- 事務局 農地中間管理事業による利用権の設定です。資料は、6ページをお開きください。

公告年月日は令和5年4月28日、期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間で3件です。

資料は7ページをお開きください。

整理番号1番は、〇〇××番地 C・79歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Dが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡で、野菜を耕作します。賃借料は10アール当り〇千円で、期間は5年の新規設定となります。

図面は8ページに添付しております。

整理番号2番は、福岡県小郡市〇〇××番地 E・53歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、耕作者がFです。土地の所在は〇〇字△△××番ほか2筆、地目は田、面積は3筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は3筆で〇〇円、期間は5年の新規設定となります。

図面は9ページに添付しております。

整理番号3番は、大阪府寝屋川市〇〇-×× G・67歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、耕作者がHです。土地の所在は〇〇字△△××番ほか2筆、地目は田、面積は3筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は3筆で〇〇円、期間は5年の再設定となります。

図面は10ページから11ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法附則第2条の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議案第1号について、質疑はありますか。
（「はい。」の声あり）

議長 11番委員 はい、11番委員。
農地中間管理事業による整理番号1番から3番までについてですが、備考欄に耕作予定者の名前が書いてありますが、前から思っていたのですが、ここに年齢が入ってないです。判断する場合に年齢も大きな要素となるので、次回より年齢を入れて欲しい。なにか理由があって入れられないのであれば理解します。その対策はできないのでしょうか。以上です。

議長 事務局 はい、事務局。
次回から年齢を入れるようにしたいと思います。
11番委員 ありがとうございます。
議長 ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：I、譲受人：J ほか1件を議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。事務局。資料の12ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権移転が2件です。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号 I。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Jです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか1筆。地目は畑、地積合計は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、13ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は15ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、鹿児島市〇〇××番地 K。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Lです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は20ページから添付しています。

以上2件につきましては、4月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、7番委員。

7番委員 資料19ページをご覧ください。譲渡人のIさん、ちょっと本人探しに一苦労しましたが、連絡は無事取れました。現在住んでいるところは鹿児島市になっていますけれど、娘さんのところに同居しているようです。譲渡人本人が難聴で全く電話が通じないということで、奥さんと話をしま

した。事実関係に間違いはないという確認ができております。19 ページの地図を見ていただくと、よくわかるんですけども、この周辺一帯が今回の譲受人であるJの所有ほ場に、ほとんどがなっております。今回のこの2筆も隣接した一帯の農地で、非常に好ましい条件だと思います。手続き上も問題なしと判断しました。以上です。

議 長
1 番委員

整理番号2番、1番委員。

2番について説明します。譲渡人のKさんは現在、鹿児島市の老人ホームに入所されています。詳細については、譲渡人の息子さんと話しました。KさんとLさんの関係ですが、母親同士が姉妹になります。この関係で贈与になっております。25 ページを開いていただくとわかるんですが、今回贈与される農地の前に宅地があります、既に宅地については、購入を済ませておまして、Lさんのものになっています。その前が田で今まで野菜を作っていたんですが、今回話がまとまりましたので、贈与という形でKからLさんへ、名義が変わることでの申請であります。親戚でもあるので問題ないかと思っておりますのでよろしくお願いします。

議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長
11 番委員

はい、11番委員。

整理番号2番ですが、贈与で●●㎡を取得、理由欄が農業開始となっております。この人の経営面積は約〇町〇反くらいあるんですが、以前から農業をされていたという判断を私はしました。理由として農業開始というのはどうなのかなという気がいたしましたので、質問いたします。

議 長
事 務 局

事務局、お願いします。

今の質問にお答えします。今回、農地の所有権移転ということで3条申請が出されまして、Lさんは農地を持っていらっしやらなかったんですが、お母さんと一緒に農業をされているということです。

まず農業開始ということで23 ページに営農計画書を付けております。4月から下限面積の条件もなくなりましたので、面積は問題ありません。今まで自分の農地を取得されていなかったのが、今回取得するということで、農業開始、今から農業をしていきたいということでお話がありましたので、この申請が出されています。面積については、取得するのは●●㎡、12 ページですが、経営面積に関しては、お母さんの農地についても同じ世帯でしていたということで、面積に入っています。以上です。

議 長
11 番委員

11番委員、よろしいでしょうか。

おそらくそうだろうと思っておりましたが、ですからこの人は既に以前から農業をやっているという判断が正しいのではないかと思います。農業開始とどうしてもしなければいけないのかどうか。そこら辺を私としては

疑問に思います。

議 長
事 務 局

はい、事務局。

お答えします。今までは母親の手伝いということでされていて、農業は
もちろんされていたんですけど、これから自分で野菜等作ったりとか経営
されるということで、Lさんの名前では台帳がなかったので今回農業開始
ということになります。以上です。

11 番委員
議 長
1 番委員

現実には経営移譲ではないのか。

1 番委員、補足説明をお願いします。

これについては、実際家事手伝いをしていたんですが、昨年 12 月にお父
さんが亡くなりましたので、これから先はお母さんが継いでいる分も徐々
に増えていくものと思います。今回自分で耕作していた〇反〇畝のさとう
きびに合わせて、家の前の土地を引き継ぐことになります。これから先、
お母さんの分も増えていくと思いますので、開始と書いてますけど実際には
農業をやっておりましたので、これから面積的にも増えていく方だと思
いますので、そこを含めてお願いします。

議 長

あの、今出ている問題は「農業開始」というのをここに書くべきかどう
かということでしょうか。

11 番委員

はい。内容は十分理解できますけれども、表現方法としてこの人は「農
業開始」ではないのではないかとということです。経営開始。言葉はどうな
のか。

議 長
事 務 局

はい、事務局。

お答えします。昨年までというか総会前に説明しましたように農業経営
基盤強化促進法の一部改正により農地法も改正されて、今まであった下限
面積、5反歩というのがなくなりました。それもあってLさんは今までは
農家という扱いをされていなかったもので、農業開始という言葉を使わせて
いただきました。

今までもこういう案件に関しては、農業を経験していた方でもお手伝い
はしていたけど、実際自分で経営はしていなかったというので、今回は自
分主体でやっていくということで「農業開始」という言葉を使わせていた
だきました。

議 長
11 番委員

11 番委員、よろしいでしょうか。

はい。

議 長

ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第 2 号について、原案のとおり決定する
ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のよう
ですので、原案のとおり決定します。

議案第 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇(△△)地内 5筆を議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局資料の26ページをお開きください。

議長 議案第3号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

事務局 次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

議長 整理番号1番、台帳所有者が熊毛郡南種子町〇〇××番地 M。

事務局 土地の所在は〇〇字△△××番、地目は田、地積は●●㎡。ほか田が1筆、畑が3筆で、合計5筆。地積合計は●●㎡になります。参考資料として27ページから現地調査の資料を添付しております。

議長 この5筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

事務局 この件につきましては、4月10日の現地調査におきまして、会長、農地部長、月担当委員、事務局で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

議長 (「はい。」の声あり)

議長 はい、11番委員。

11番委員 はい。毎回非農地が出ていますが、この△△地区は地籍調査完了地区だと思うんですが、地籍調査との関連性というのはどうなっているのでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 この地域については、地籍調査が開始されたのは昭和62年で、ここら辺りですと平成10年前後ぐらいだと思います。それから既に25、6年経っていますので、その当時は、おそらく田・畑であったろうと思います。それを含めて何筆かについては、立会人が来られなかったり、立ち会いを依頼されることもあって、実際は原野であっても、本人の承諾が得られないということで、山林原野の状態であっても、台帳地目を変えることができないといった状態が多々あったということでの経緯があります。

11番委員 地籍調査後に原野化・山林化した土地であろうということですね。

事務局 はい。

議長 はい、7番委員。

7番委員 大変に意地悪な質問で申し訳ないですが、10日の現地調査に私も行って、現地の確認もしまして、なるほどなということまで理解した中に、この整理

番号4番の面積が広い〇反(●●㎡)の内容が我々はもう道もない、もう現況も山になってる、だけど最終的な決定は法務局の担当者がどう判断するのかという話が現地でもあったんですが、そこら辺りを含めて非農地として申告する訳ですね。その結果はすべて法務局の方は認めるということになっちゃうんでしょね。

議 長
事 務 局

はい、事務局。

現地調査に行かれなかった方についてはちょっとわからないかと思いますが、現地調査に行かれた方は現地も確認しておりまして、見た限り一部重機を入れれば耕作できるところもあろうかと思いましたが、道がなかったりとか、おそらく法務局の方も、私も長いこと法律の仕事をしておりまして、ああいう状態であれば農地でないことを原野なり写真なりで判断できるかと思われます。ちなみに先月の総会であった非農地証明、あの△△の方、あそこについても法務局から照会があって、航空写真を見てという形で承諾を得ていますので、あそこに比べたら今回の〇〇の現地はさらに荒廃が進んでいるので特に問題はなかろうかと思えます。

議 長
7 番 委 員

はい、7番委員。

私もそのとおりで理解はしているし、認識をするんですけど、今回の内容は広いから、小さいからという問題ではないんですけど、今回は非常に面積は広いですね。今後こういうことが提案というか、申請が出てきた折りに皆さんの方から私みたいな意地悪な質問が出てくることがあるので、事前に大体こういう大きな面積のところは説明をしておけばよろしいかと思えます。すみません。以上です。

(「はい。」の声あり)

議 長
4 番 委 員

はい、4番委員。

このNさんの土地ですが、15年ぐらい前私が耕作をしました。借りてくれないかと言われたので、ここに図面がおかしいんですが、Oさんとの間に現場は道があった。そこを歩いて私はほ場に行っていたんですが、Oさんから私の土地だから通ることは駄目と言われた。通行を止められました。それで今現状を見ると裏側に道があったらしい形跡があるんですが、貸人からは何とか荒れないように作ってくれないかということで私は綺麗に伐採して、ロータリー耕もしました。その上で通行を止められて現在に至っています。

道路を止められたままなので、イタリアンを撒いていたが結局は収穫できなかった。それでNさんには状況を話して農地を返しました。私の担当地区でもあり、私も再三通るんですが、まだ手を入れれば何とかかなと思うがあれから15年経っているんで、地主同士のけんかで今に至っています。参考までに道路が無いほ場となる経緯があった。

議 長

決を採ってもよろしいでしょうか。はい、事務局。

事務局 はい、その事情については私も存じております。今回の議案については、あくまでも非農地判断でありますので、それは参考としてご留意ください。

議長 ということで非農地判断を認めるか、認めないかということですが、賛成の方は挙手をお願いします。

議長 （全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。